

# トラック運送業における働き方改革推進 のための取組について

大阪労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 時間外労働の上限規制等の周知

時間外労働の上限規制や改正された改善基準告示等について、トラック運送業に対し説明会を実施しています。

## ○労働時間等説明会実施状況

	令和4年10月～3月	令和5年4月～ 令和6年1月
実施回数	72回	95回
事業場数	1,575事業場	666事業場



説明会の様子

令和6年4月～適用

改善基準告示が改正されます！

自動車運送業の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
従来基準 原則: 3,516時間 最大: 3,300時間 最大: 3,400時間	従来基準 原則: 293時間 最大: 320時間 改正基準 原則: 284時間 最大: 310時間	従来基準 継続8時間 改正基準 継続11時間を 基本とし、継続9時間

自動車運送業の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

トラック運送事業者のみなさまへ

特別相談センター

2024年問題とはなに? どのような対応が必要?

ドライバーの運転時間に限度があったの?

こんな困りごとなど、ご相談ください!

相談無料

トラック運送事業者の長時間労働改善特別相談センター

お問い合わせ先 Webサイトの問い合わせフォームからお問い合わせください

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 国土交通省 厚労省 改善基準告示 総務省

TEL: 0120-763-420 FAX: 0120-625-109

※お問い合わせ先 自動車運送業の長時間労働改善に向けた関係者への対応事業

※お問い合わせ先 国土交通省 厚労省 改善基準告示 総務省

※お問い合わせ先 国土交通省 厚労省 改善基準告示 総務省

自動車運送業者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック運転者

バス運転者

ハイヤー・タクシー運転者

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

本ポータルサイトは、自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を掲載しています。

# 発着荷主等に対する要請と働きかけ等

トラック運転者の方の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に対して要請と働きかけを行っています。

## ○発着荷主等に対する要請実施状況

令和5年1月～令和6年1月	
実施件数	559件

## ○発着荷主等に対する要請以外の取組

発着荷主等に対する要請以外の監督指導においても、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」についての周知を開始。



発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

- 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう**  
トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。  
**取り組み例**  
・納品時刻の指定を柔軟にする  
・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす  
・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する  
・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる
- 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう**  
発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、トラック運転者が告示を守る着時効などを設定しましょう。また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。  
改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や直轄の労働時間管理課正化指導員へお問い合わせください。
- 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう**  
トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはけません。労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする場合は、事前にもよく相談し、決めましょう。

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。

持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

**本指針の性格**

- 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の行動指針。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行動を行うことが必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿った行為を行うことにより、公正な競争を確保する必要がある場合には、公正取引委員会から必要に応じて行政指導を行う旨を規定している。
- 他方で、記載された行為等としての行動を全て適切に行っている場合、違反は既記禁止法及び下掲各条項上の罰則が生じない旨を明記。

**発注者として採るべき行動／求められる行動**

- ※行動①：本社（親属トップ）の取組**  
①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れ、価格方針を具体的数値とすべきこと。②経理トップ間方針又はその旨を各部署等に伝達する方法を社外に限定すること。③その後の取組状況を定期的に顧客と共有し、必要に応じて、経理トップが変更する対応方針を示すこと。
- ※行動②：発注者からの定期的な協議の実施**  
受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていくつも、業界の慣行に照して1年に1回（半年に1回）が定例的かつ労務費の転嫁について発注者から協議の機会があること。特に長年価格が横ばいであった取引先、先方取組と異なって長年価格が横ばいであった取引先において、協議の機会を設けること。重要企業である協議すること（長年価格を据え置くこと、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議すること）価格を据え置くことは、禁止法上の価格協定の適用又は下掲各条項上の罰則を生じない旨を明記すること。
- ※行動③：必要に応じ労務費の上昇分を協議すること**  
受注者からの申入れの可能性がある受注者と協議を行い、必要に応じ労務費の上昇分の価格転嫁に係る考え方を協議すること。
- ※行動④：必要に応じ労務費の上昇分を協議すること**  
受注者からの申入れの可能性がある受注者と協議を行い、必要に応じ労務費の上昇分の価格転嫁に係る考え方を協議すること。

**受注者として採るべき行動／求められる行動**

- ※行動①：親縁関係の取組**  
労務費の上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（企業の働き方支援所・働き方支援センター）の措置等と協働して労務費の転嫁を促進し、価格交渉を円滑に行うこと。
- ※行動②：親縁と受注者**  
発注者の価格交渉において使用する親縁関係は、最低賃金の上昇率、労務費増大の要因等とその上昇率などの公表資料を用いること。
- ※行動③：親縁と受注者の外にシフト**  
労務費の上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に照して1年に1回（半年に1回）が定例的に行われる発注者との価格交渉のタイミング。業界で定例的に行われる価格交渉の時期は、受注者が価格交渉を行うべきタイミング。発注者の価格交渉に際しては、発注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
- ※行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示**  
発注者から価格を提示されるのを待たず、受注者側からも価格を提示し、協議を進めること。発注者から提示される価格の提示については、自らの労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

**指針の詳細について**

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

- 公正取引委員会ホームページ  
<https://www.ftc.go.jp/dk/guideline/unyokuikun/romuhitenka.html>
- 公正取引委員会YouTubeチャンネル  
<https://www.youtube.com/watch?v=vydGdQhTJM>

公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

公正取引委員会  
Fair Trade Commission

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

「指針はこちら」をクリック

https://www.ftc.go.jp/dk/guideline/unyokuikun/romuhitenka.html

(説明動画)

本指針の説明は、約20分（14分42秒から22分50秒まで）です。是非、社内研修等で御活用ください。また、本指針についての御不明点も、公正取引委員会までお問い合わせください。（03-3561-3378）